

1 造作用製材

1-1 定義

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするものをいう。

1-2 含水率

製材の日本農林規格（造作用製材の規格）の含水率基準に準じて、含水率区分を表示する。

(1) 人工乾燥処理を施したもののは含水率の基準

人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあっては、下表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。

区分		基準 (表示値以下)
仕上げ材	SD18と表示するもの	18%
未仕上げ材	D18と表示するもの	18%

上表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」との表示を可とする。

(2) 天然乾燥処理を施したもののは含水率の基準

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあっては、含水率が30%以下であること。

1-3 寸法

製材の日本農林規格(造作用製材の規格)の寸法基準に準じる。必要な寸法と測定した寸法との差が、次の表の左欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。ただし仕上げ材のうち、SD15と表示するものにあっては同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは「-0.5」と、耳付材にあっては同項中「-0」とあるのは「-1.0」(木口の短辺が1.5cm未満のものにあっては、木口の短辺のみ「-0.5」と読み替えるものとする。

(単位：mm)

区分			必要な寸法と測定した寸法との差		
木口の短辺 及び木口の長辺	人工乾燥処理を施したもの	仕上げ材	75未満	+1.0	-0
			75以上	+1.5	-0
		未仕上げ材	75未満	+2.0	-0
			75以上	+3.0	-0
			105未満	+5.0	-0
			105以上	+制限なし	-0
		人工乾燥処理を施していないもの		+制限なし	-0
材 長			+制限なし	-0	

(注) 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が6cm未満のものにあっては材長方向の中央部における横断面の上辺(平行な2直線の短い方をいう。以下同じ。)とし、それ以外のものにあっては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺(平行な2直線の長い方をいう。以下同じ。)の平均値とする。

1－4 材面の品質

材面の節の数等に応じて「無節」、「上小節」、「小節」、「並」の4区分の表示を行う。4区分の基準については、製材の日本農林規格（造作用製材）の規格に準じる。また、必要に応じて京都市が実施する「みやこ杣木認定制度」における「京一等」の基準に基づいた表示を行う。

区分		基準			
		無節	上小節	小節	並
節		ないこと。	長径が 10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であって、かつ、材長が 2m 未満のものにあっては 3 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 4 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、6 個)以内であること。	長径が 20mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であって、かつ、材長が 2m 未満のものにあっては 5 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 6 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、8 個)以内であること。	長径が木口の長辺の 70% 以下であること。
丸身		ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心		ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割 れ 割 れ	貫通	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左
	材面	ないこと。	同左	同左	同左
材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の 5% 以下であること。	割れの長さの合計が材長の 10% 以下であること。	同左	同左
曲 が り	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの	0.5% 以下であること。	1.0% 以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2% 以下であること。	0.4% 以下であること。	同左	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面（欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。）について、角類にあっては 1 材面ごとに行う。

【京一等】

節の長径が 21 mm～30 mm で、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格（造作用製材）における「並」と同様。

2 構造用製材

2-1 定義

製材のうち、針葉樹を材料とする人工乾燥処理を施したものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするものをいう。

2-2 含水率

製材の日本農林規格（機械等級区分構造用製材）の含水率基準に準じて、含水率区分を表示する。

下表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。

区分		基準 (表示値以下)
仕上げ材	SD 20と表示するもの	20%
未仕上げ材	D 20と表示するもの	20%
	D 25と表示するもの	25%

上表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」との表示を可とする。

2-3 寸法

製材の日本農林規格（機械等級区分構造用製材）の寸法基準に準じて、寸法区分を表示する。

必要な寸法と測定した寸法との差が、同表に掲げる数値以下であること。ただし、設計計算により必要とされた寸法であって、構造用として適当であると認められたもの（以下「認定寸法」という。）については、この限りでない。

（単位：mm）

区分		人工乾燥の表示	木口の短辺及び木口の長辺	表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材			+1.5	-0.5
	SD 15	75未満	+1.5	-0.5	
		75以上	+2.0	-0.5	
	SD 20	75未満	+1.5	-0	
	未仕上げ材		75以上	+2.0	-0
		D 15、D 20	75未満	+1.5	-0
		及びD 25	75以上	+2.0	-0
			105未満		
			105以上	+5.0	-0
材長	仕上げ材			+制限なし	-1.0
	未仕上げ材			+制限なし	-0

（注）1 たいこ材の木口の長辺は、最小横断面における平行な2直線の短い方とする。

2－4 曲げ性能

製材の日本農林規格における機械等級区分製材の規格に準じて、曲げ性能の等級区分を表示する。

曲げ試験により曲げヤング係数を測定し、その数値が、次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たすこと。

等級	曲げヤング係数 (GPa 又は 10^3 N/mm^2)	
E 50	3.9 以上	5.9 未満
E 70	5.9 以上	7.8 未満
E 90	7.8 以上	9.8 未満
E 110	9.8 以上	11.8 未満
E 130	11.8 以上	13.7 未満
E 150	13.7 以上	

2－5 その他

2－1から2－4に定めのない構造用製材に関しては、日本農林規格の基準に準ずる。ただしその場合においても、全数検査は実施するものとする。

3 その他

1から2に定めのない京都産木材製品については、日本農林規格の造作用製材、機械等級区分構造用製材の基準に準じる。

別紙（検査基準）

1. 構造用製材の曲げ性能検査の機械測定については、全数検査する。
2. 構造用製材および造作材の含水率、材面の品質、寸法については全数検査とする（材面の品質の検査および性能表示は任意である。性能表示を行うことが求められた場合にのみ全数検査を行う）。
3. 構造用製材の材面の品質については、京都木材規格（造作用製材）の規格に準じる。

注：検査用機器は公益財団法人日本住宅・木材技術センター又は一般社団法人全国木材検査・研究協会の認定済みの機器とする。

ノギス、直定規、直角定規、鋼鉄巻尺はJ I S規格品、またはそれに準じるものとする。